

長野県美術品収集審査委員会の設置について(案)

長野県県民文化部文化政策課
信濃美術館整備室

1 現行の評価委員会

現行の長野県美術品評価委員会は、購入希望案件が生じた際、その都度委員を委嘱し、任期は案件が終了するまでとしていた。

また、寄贈に関しては、美術館の判断のみで適否を決定。

2 常設の収集審査委員会の設置が必要な理由

(1) 専門的見地からの客観性の確保

購入だけでなく寄贈も含めた美術品の収蔵について、県民が納得できる妥当性を確保するためには、専門的見地から客観的に収蔵の適否を判断する、第三者による委員会制度が必要である。

(2) 迅速な手続き

重要美術作品はいつ市場に出回るのか予測できず、かつ、市場に出た後は他の購入希望者と競争になるため、速やかに取得の手続きを進める必要がある。

3 委員候補(案)

(1) 新美術館のコレクションポリシー等から以下に挙げる分野の専門家5～6名程度とする。

ア. 近代美術（絵画）

エ. 現代美術

イ. 近代美術（彫刻）

オ. 工芸

ウ. 近代美術（版画）

カ. 県内美術館学芸員（郷土作家）

(2) 委員の任期は2年間とし、必要がある場合は臨時の委員を置くことができる。

4 取得の流れ

